投資者の皆さまへ

Monthly Fund Report

ダイワ住宅金融支援機構債ファンド ーMr. フラットー

追加型投信／国内／債券

信託期間 ： 2016年2月29日 から 2026年3月10日 まで　　基 準 日 ： 2025年5月30日

決算日 ： 毎年3月10日および9月10日（休業日の場合翌営業日）　回次コード ： 4638

当ファンドは、特化型運用を行います。　※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

≪基準価額・純資産の推移≫

2025年5月30日現在

基準価額	9,111 円
純資産総額	14億円

期間別騰落率

期間	ファンド
1カ月間	-1.1 %
3カ月間	-1.5 %
6カ月間	-3.3 %
1年間	-2.8 %
3年間	-7.1 %
5年間	-8.2 %
年初来	-3.1 %
設定来	-7.0 %

当初設定日（2016年2月29日）～2025年5月30日

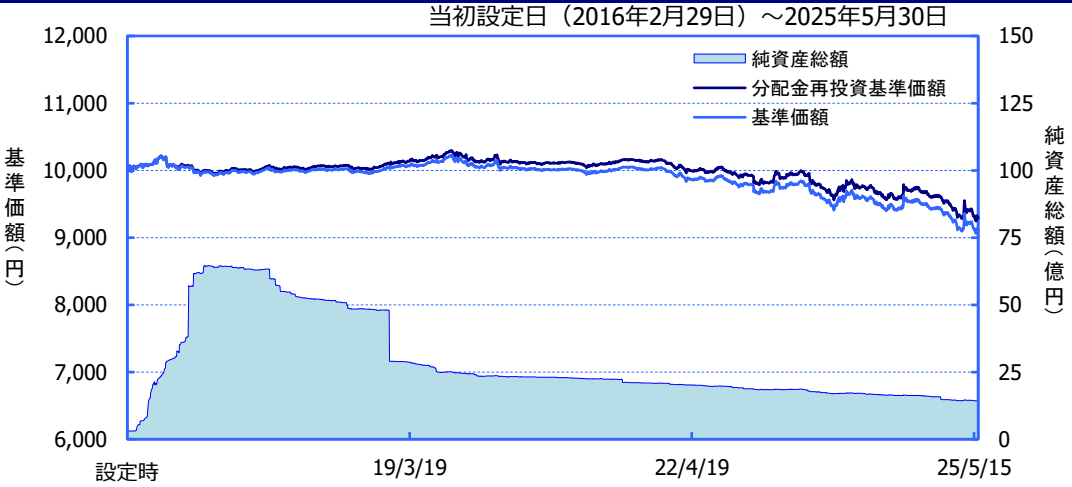

※基準日現在の運用管理費用（信託報酬）は、純資産総額に対して年率0.33%（税込）です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。
※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

≪分配の推移≫

（1万口当たり、税引前）

決算期（年/月）		分配金
第1～6期	合計：	70円
第7期	(19/09)	10円
第8期	(20/03)	10円
第9期	(20/09)	10円
第10期	(21/03)	10円
第11期	(21/09)	10円
第12期	(22/03)	10円
第13期	(22/09)	10円
第14期	(23/03)	10円
第15期	(23/09)	10円
第16期	(24/03)	10円
第17期	(24/09)	15円
第18期	(25/03)	15円
分配金合計額		設定来： 200円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

≪主要な資産の状況≫

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成

資産	銘柄数	比率
国内債券	7	96.1%
---	---	---
コール・ローン、その他		3.9%
合計	7	100.0%

債券 種別構成　合計96.1%

種別	比率
ABS・MBS等	96.1%

債券 ポートフォリオ特性値

直接利回り（%）	0.6
最終利回り（%）	2.0
修正デュレーション	5.5

債券 格付別構成　合計100.0%

格付別	比率
AAA	100.0%
AA	---
A	---
BBB	---
BB以下	---

※債券 格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。
※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。
※債券 ポートフォリオ特性値は、ファンドの組入債券等の各特性値（直接利回り、最終利回り等）を、その組入比率で加重平均したものです。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって投資元本が保証されているものではありません。当ファンドの取得をご希望の場合には投資信託説明書（交付目論見書）を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上ご自身でご判断ください。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用： 大和アセットマネジメント Daiwa Asset Management

商号等　大和アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第352号

加入協会　一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

組入上位10銘柄			合計96.1%
銘柄名	利率(%)	償還日	比率
107 住宅機構RMBS	0.48	2051/04/10	34.0%
108 住宅機構RMBS	0.34	2051/05/10	31.3%
100 住宅機構RMBS	0.84	2050/09/10	9.0%
103 住宅機構RMBS	0.86	2050/12/10	6.4%
194 住宅機構RMBS	0.94	2058/07/10	5.5%
177 住宅機構RMBS	0.4	2057/02/10	5.0%
172 住宅機構RMBS	0.31	2056/09/10	4.9%
---	---	---	---
---	---	---	---
---	---	---	---

※比率は、純資産総額に対するものです。

≪ファンドマネージャーのコメント≫　※現時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。

【投資環境】

国内債券市場では、金利は上昇しました。米中貿易協議の進展を受けて過度な景気悪化懸念が和らいだことから、国内金利は上昇しました。また、国債入札の低調な結果が続き、国債の需給悪化が意識されたことも金利上昇要因となりました。

国債利回りの上昇を受けて、機構債の利回りも上昇しました。

※機構債とは、住宅金融支援機構が発行するRMBS（住宅ローン担保証券）をさします。

【ファンドの運用状況】

マザーファンドを通じて、機構債に投資しました。また、前月末のポートフォリオ特性をおおむね維持しました。

【今後の展望・運用方針】

今後の展望

国内の経済・物価は、おおむね日銀の想定通りに推移すると見込んでおり、緩やかなペースでの利上げが実施されるとみています。利上げの実施とともに長期金利は徐々に上昇していくと予想します。

低金利環境下において、相対的に利回りが高い機構債に対するニーズは強く、機構債市場は堅調に推移するとみています。

運用方針

マザーファンドを通じて、機構債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行ってまいります。

≪ファンドの目的・特色≫

ファンドの目的

・住宅金融支援機構が発行する債券に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

・住宅金融支援機構が発行する機構債に投資します。

・毎年 3 月 10 日および 9 月 10 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

一般社団法人投資信託協会は、信用リスク集中回避のための投資制限に定められた比率を超える支配的な銘柄が存在、あるいは存在する可能性が高いものを「特化型」としています。当ファンドは、機構債に集中して投資する「特化型運用」を行ないます。したがって、発行体に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

≪投資リスク≫

●当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

公社債の価格変動 （価格変動リスク・信用リスク） 機構債固有の投資リスク	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 機構債は住宅ローン債権を裏付けとするため、住宅ローン債務者からの繰上返済に伴い、期限前償還されます。一般に金利変動は住宅ローンの借換えや繰上返済による期限前償還に影響を与えるため、機構債の価格は一般の債券と異なる変動をします。 期限前償還は金利要因のほかに、さまざまな要因によっても変動します。 また、機構債の価格に与える影響は、住宅ローン債務者の信用状況など機構債各々の有する特性により異なります。 住宅金融支援機構が法令により解散や株式会社等の法人となった場合などには、機構債は信託受益権へと変更され住宅金融支援機構による信用力がなくなるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。 また、住宅金融支援機構や機構債に関する法制度の変更等によっても影響を受けます。
特定銘柄への集中投資リスク	当ファンドは、住宅金融支援機構が発行している機構債に集中して投資するため、住宅金融支援機構の業績・財務状況・規制等の変化により大きな影響を受けます。そのため、市場動向にかかわらず基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

●当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

●当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

≪ファンドの費用≫

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 〈上限〉0.55%(税抜0.5%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
運用管理費用(信託報酬)	年率0.77% (税抜0.7%)以内	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
委託会社	配分については、下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
販売会社		運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。

前記の運用管理費用(年率)は、毎月10日(休業日の場合翌営業日)における新発10年国債の利回り(日本相互証券株式会社発表の終値)に応じて、純資産総額に対して以下の率とします。

新発10年国債の利回りが
イ. 1%未満の場合 …… 年率0.198%(税抜0.18%)
ロ. 1%以上2%未満の場合 …… 年率0.33%(税抜0.30%)
ハ. 2%以上3%未満の場合 …… 年率0.44%(税抜0.40%)
ニ. 3%以上4%未満の場合 …… 年率0.55%(税抜0.50%)
ホ. 4%以上5%未満の場合 …… 年率0.66%(税抜0.60%)
ヘ. 5%以上の場合 …… 年率0.77%(税抜0.70%)

〈運用管理費用の配分〉(税抜)(注1)	委託会社	販売会社	受託会社
前イ. の場合	年率0.075%	年率0.075%	年率0.03%
前ロ. の場合	年率0.135%	年率0.135%	
前ハ. の場合	年率0.185%	年率0.185%	
前ニ. の場合	年率0.235%	年率0.235%	
前ホ. の場合	年率0.285%	年率0.285%	
前ヘ. の場合	年率0.335%	年率0.335%	

その他の費用・手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。
(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。
※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

≪お申込みメモ≫

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の基準価額（1 万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額（1 万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。
申込締切時間	午後 3 時まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 2 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。 なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の対象ではありません。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

≪当資料のお取り扱いにおけるご注意≫

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

- 大和アセットマネジメント　フリーダイヤル　0120-106212（営業日の 9:00～17:00）

当社ホームページ

- https://www.daiwa-am.co.jp/

取扱い販売会社

2025年5月30日　現在

ダイワ住宅金融支援機構債ファンド －Ｍｒ．フラットー

販売会社名（業態別、50音順）（金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
大和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。